第1回　南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会

議事録

南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会事務局

（南丹市福祉保健部福祉相談課）

令和4年度第1回　南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会　議事録

開催年月日　令和4年7月13日（水）午後10時00分～

開催場所　南丹市役所　4号庁舎　2階会議室

委員の総数及び出席者数及び出席者数並びにその氏名

　（1）委員の総数　　　6名

　（2）出席者数　　　　6名

　（3）出席委員（敬称略）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **役職** | **氏名** | **選出区分** | **備考** |
| 委員長 | 松田　めぐみ | 京都弁護士会 | 縁法律事務所 |
| 副委員長 | 上田　浩平 | 成年後見センター・  リーガルサポート  京都支部 | 上田司法書士事務所 |
| 委員 | 大釜　訓 | 京都社会福祉士会 | げんてん社会福祉士共同  事務所 |
| 委員 | 榎原　克幸 | 学識経験者 | 南丹市社会福祉協議会  常務理事（事務局長） |
| 委員 | 若井　淑子 | 学識経験者 | 南丹市社会福祉協議会  生活相談課 |
| 委員 | 船越　由美 | 学識経験者 | 京都中部総合医療センター　地域医療連携室 |

（4）オブザーバー（敬称略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **氏名** | **備考** |  |
| 坂田　徹 | 京都府社会福祉協議会  福祉部長 | zoom参加 |
| 田熊　枝理 | 京都府家庭裁判所後見センター  主任書記官 | zoom参加 |
| 奥村　彰浩 | 京都府地方家庭裁判所園部支部  庶務課長兼主任書記官 |  |

（5）事務局

　　　福祉保健部　矢田部長

福祉相談課　橋本課長、西村課長補佐、中西課長補佐、林相談支援員

1　開会

【司会】

　ただ今から令和4年度　第1回　南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会を開会させていただきます。

　司会を務めさせていただく南丹市権利擁護・成年後見センター長兼福祉相談課長の橋本です。この度は、運営委員会委員の任期満了により、令和４年度からの新たな任期で委員就任をご依頼し、快諾いただきありがとうございます。

２　委嘱状交付

【司会】

委嘱状の交付をさせていただきます。委員を代表して、松田めぐみ委員に市長代理として矢田福祉保健部長より委嘱状の交付をさせていただきます。

（委嘱状交付）

他の委員の皆様には、机の上に委嘱状を置かせていただいておりますので、ご了承願います。

　今期より運営委員を５名から６名に増員させていただき、新たに社会福祉協議会より榎原常務理事に参画いただいております。

委員の皆様には、令和6年3月31日までの任期でお世話になりますが、よろしくお願いいたします。

３　市長あいさつ

【司会】

それではここで、市長よりご挨拶申し上げます。（市長代理：矢田部長）

【矢田部長】

　皆様おはようございます。南丹市長が出張の為に、本日は出席することがかないませんでした。市長の方から皆様には、くれぐれもよろしくお願いしたいことをお伝えするようと言付かっております。

私は福祉保健部部長をしております矢田と申します。福祉保健部ではワクチンの接種業務を担当しておりますので、少し状況をお知らせいたします。南丹市は医療機関も少ないので、土曜日、日曜日に集団接種を市で実施していますが、65歳以上の3回目接種が90％を超える状況です。南丹市では3回目の集団接種後、5カ月を経過する方が7月末からでてきます。旧4町の会場でワクチン接種を実施していき、送迎バスが必要な方も数名いらっしゃいますので、マイクロバスを出して対応していきます。第7波の広がりがニュースで報道されていますが、南丹市としてはワクチン接種を受けたい方が、しっかりと接種を受けていただけるように考えています。

それでは市長から挨拶を預かっておりますので、代読させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、南丹市権利擁護成年後見センター運営委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。平素は、南丹市の福祉行政に格別のご支援とご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

　この度、委員の任期満了に伴いまして、各所属団体に運営委員会委員の推薦をお願いしましたところ、6名の皆様に委員就任の承諾をいただきました。委員の皆様には大変お世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。南丹市では、認知症などにより、判断能力が充分では無くなった方が、必要な時に成年後見制度を利用出来るように、成年後見制度の体制整備を進めているところです。権利擁護・成年後見センターにつきましては、令和２年にセンターを設置し現在に至るまで、各関係団体の皆様方のご支援、ご協力をいただきながら体制を整え、昨年度の運営委員会では、市民後見人の支援体制につきまして協議いただきました。その中で、市民後見人の推薦依頼があり検討いただきましたリレー案件２件につきましては、この度、2件とも市が推薦いたしました市民後見人が追加選任され、すでに活動を始めておられますことをご報告申し上げます。市民後見人の受任に関しましては、各関係機関及びオブザーバーの皆様からいただきましたご支援、ご協力の賜物であり、この場をお借りしまして、心からお礼申し上げます。

引き続き運営委員会では、センターの運営に関することはもとより、中核機関として南丹市の成年後見制度の利用促進につきましても、委員の皆様から、様々な視点でご意見をいただき、ご協議いただきたいと思います。

皆様には、より一層のご協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

令和４年７月１３日　南丹市長　　西村　良平

代読で失礼しました。

４　委員長・副委員長の選任について

【司会】

　ここで委員の皆様をご紹介させていただきます。委員名簿をご覧ください。

・京都弁護士会　弁護士　松田 めぐみ　委員

・成年後見センター・リーガルサポート京都支部　司法書士　上田 浩平　委員

・京都社会福祉士会　社会福祉士　大釜 訓　委員

・京都中部総合医療センター　地域医療連携室　船越 由美　委員

・南丹市社会福祉協議会　常務理事　榎原 克幸　委員

・南丹市社会福祉協議会　生活相談課課長　若井 淑子　委員

以上６名の皆様に運営委員をお世話になります。

つづきまして、本日ご参加いただいていますオブザーバーの皆様をご紹介します。

・京都地方・家庭裁判所　園部支部　庶務課長兼主任書記官　山口　優　様

・京都府社会福祉協議会　坂田　徹　様　にはＺＯＯＭでご参加いただいています。

・京都府家庭裁判所　田熊　枝理　様　にはＺＯＯＭでご参加いただいています。

つづきまして、事務局の紹介をいたします。

・南丹市福祉保健部　矢田部長。

・福祉相談課　西村課長補佐。

・南丹市権利擁護・成年後見センター兼福祉相談課　中西課長補佐。

・南丹市権利擁護・成年後見センター兼福祉相談課　林相談支援員。

・橋本。

　それでは次第に従いまして、「４．委員長・副委員長の選任」に移らせていただきます。

　今回は、任期初めての運営委員会であり、委員長が決定するまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

なお、本日は、全委員に出席いただいておりますので、南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例第13条第2項の規程により本委員会が成立していることを報告いたします。

　それでは改めまして、委員長・副委員長の選出につきましては、南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例第12条で、「委員の互選による」こととなっております。どのようにさせていただいただいたらよろしいか、お諮りいたします。

　特にないようであれば、事務局から提案させていただきたいと思います。

　委員長は松田委員、副委員長は上田委員にお願いしたいと存じますが、異議はございませんか。

　（異議なしの声）

　異議なしの声をいただきましたので、委員長を松田委員に、副委員長を上田委員にお世話になります。

５　委員長あいさつ

【委員長】

　委員長に選任されました松田です。市民後見人第一号、第二号が誕生して、その支援体制や実働に移っていく段階にきました。皆様のアドバイスも必要になりますのでよろしくお願いします。委員長として至らない点も多々あるかと思いますが、よろしくお願いします。

６　協議事項

（１）令和3年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業報告

【司会】

　続いて議事に入らせていただきますが、議事については、南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例第13条の規定により、松田委員長に議長をお世話になります。

【委員長】

　それでは議長を務めさせていただきますので、円滑な議事が進行できますように、ご協力よろしくお願い申し上げます。

（１）令和3年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業報告について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】

　令和3年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業につきまして報告いたします。資料「事業報告」をご覧ください。令和3年度重点項目として昨年は、4点挙げさせていただきました。

1.市民後見人受任に向けて体制を整える。2.中核機関を設置する。3.相談体制の強化。4.広報・啓発。この4つの柱で昨年度は事業を進めてまいりました。南丹市における相談支援の状況は以下にまとめています。南丹市の成年後見制度利用者は、令和3年12月31日現在で156名。令和2年度から16名増となっております。類型別の人数は省略させていただき、年齢別の状況ですが、0から18歳は0人。18歳から64歳は62人、令和2年度から5名増となっております。65歳から74歳が、28名、令和2年度から3名増となっております。75歳以上につきましては、66人の利用になっておりまして、令和2年度からは8名増となっており、利用が増えている状況になっております。

　次に相談機関別相談件数ですが、令和3年度は成年後見制度についての相談は、権利擁護・成年後見センターは24件。地域包括支援センターは8件。基幹相談支援センターは6件。生活相談センターは10件。南丹市全体では48件の相談がありました。対象者の重複がありますので、実人員ではないことを申し添えます。

　相談及び利用支援はセンターだけの相談実績ですが、その他の内訳は、申立て親族の友人や、専門職の保佐人からの相談です。相談者は、本人・親族からの相談が一番多く、次いで病院からの相談が多くありました。本人・親族は、転ばぬ先の杖として成年後見制度を知りたいと考え、センターに相談されるケースが多く見受けられます。本人からの相談は、広報を見ての相談が多く、親族・支援者からの相談は、HPを見て又は窓口に来られた際にご相談いただいたケースもありました。

相談対象者は、高齢者に関する相談が一番多く17件。次に知的障害者に関すること、精神障害者に関することの相談が多く、全部で24件になってます。

　相談内容につきましても、1件に複数の相談内容がありましたが、本人からの相談では、成年後見制度と同時に、遺言・相続の相談も多くありました。

　専門相談ですが、昨年度は専門相談の利用が少なく、3月に1件司法書士の相談利用がありました。これはコロナの影響が多少はあったのではないかと感じています。令和4年度は4月からキャンセルは無く、毎月相談があります。

　市長申立てですが、令和2年度実績は2件でしたが、年度末に相談が立て込んで、審判待ち、事務取り扱い中として4件挙げていました。令和3年度は、こちらの申立てが終了致しまして、最終6件の市長申立てを行ったことになっております。

　申立て支援にセンターが関わったケースは市長申立てを含めて9件ありました。マッチングは、市長申立てが2件、社会福祉士会にお世話になり候補者を推薦いただきました。本人申立ては専門職に申立てをお世話になったケースと、法テラス利用で直に依頼したケースが2件ございました。申立て支援については以上です。

　南丹市の報酬助成についてですが、令和2年度にセンターを開設し、ここからうなぎ上りに増加しており、令和元年は9件、令和2年度14件に対して、令和3年度は23件で増えております。

　次に運営委員会開催状況ですが、皆様にお世話になり色々なことを検討しております。運営委員会を4回開催し、市民後見人候補者登録、市民後見人受任についてなど意見をいただきました。

　広報・啓発に関しては、市民全体に対しての広報・啓発は「お知らせなんたん」や、ケーブルテレビを利用し実施いたしました。障害者、高齢者それぞれの分野に向けての広報・啓発に関しては、それぞれの相談機関と連携し一緒に考えていく必要があると感じました。

　最後に市民後見人の候補者に関することです。こちらは、市民後見人養成講座を修了後、名簿登録された方に対して、令和3年6月に市民後見人候補者名簿登録更新説明会を実施し、南丹市の市民後見人への支援体制、候補者の推薦について説明させていただきました。その結果9名が名簿登録更新をされました。

次に市民後見人フォローアップ研修に関してですが、今までは広く養成講座の修了者に対してフォローアップ研修を行ってまいりましたが、昨年度からは名簿登録の整理が出来ましたので、名簿登録者を対象に、市民後見人の受任を見据えたフォローアップ研修を実施しました。

令和3年度に弁護士・社会福祉士から、リレー案件の候補者推薦依頼があり、運営委員会で市民後見人に適した案件であるか、候補者の選考について丁寧に協議いただきました。令和3年度は審判待ちと表記しましたが、令和4年度に入り家庭裁判所から選任されました。

　関係機関の連携、調整に関しては、関係機関との会議開催は昨年度実施できず、家裁との中核機関連絡会はオンライン開催で実施されました。コロナもあり、物事を進めにくいと実感した1年でしたが、運営委員の皆様から、現場でのことや、運営委員会に出席して思うことなどを、参考までに一言ずついただければ嬉しいです。

【A委員】

　では、私から質問させていただきますが、昨年度は相談件数が前年に比べて減っていますが、これはコロナの影響か何かですか。

【事務局】

　相談機関別の相談件数を見ても全体的に減っているので、（現場で）何か感じることはありますでしょうか。

【B委員】

　寄せられる相談は、変わりはなかったように思います。件数は少なく感じられるかも知れませんが、（コロナの）影響が出ているとは考えていません。成年後見援助は福祉サービス利用援助事業からの移行もありそれ程影響は感じていません。

【事務局】

　昨年度は確かに相談件数は、少なかったですが偏りがありました。月に３件相談があった時もあり、ここに関しては何か読み取れるだけの実績がないのと、令和4年度に関しては逆に相談が多く10件以上の相談があったり、専門相談も毎月入っていることもあり、昨年はコロナの影響もあって成年後見よりも日々のことに、皆さん気持ちがいっていたのかなと現場では感じました。

【C委員】

　相談が減っても受任件数が上がっているし、特に困窮者の受任件数が上がっていることで、利用支援の報酬助成がうなぎ上りで23件ということで、1件20数万円で計算しても年間500万を超えることになるが、今は相談件数が増えているとしたら、多分上昇は続くと思いますが市として上限とかはあるんですか。

【事務局】

　もちろん予算として上限があります。必要なことなので、何とか対応していますが、どこまで予算要求していけるかは市の財政状況もあり保証出来ないところです。市としても府や国に予算の手当をして欲しいと要望をずっと続けているところです。

【A委員】

　昨年度は、相談件数は減っても、市長申立て件数は伸びていると感じました。南丹市の報酬助成制度はもう少し充実させて欲しいのが率直な願いです。推薦依頼時に生活保護じゃない困窮者の受任調整で苦労しておりますので、財政面が厳しいことは重々承知しておりますが、今後とも検討していただければと思います。

【C委員】

　相談件数の減少がありましたが、令和3年度は成年後見に特化した相談はやや減少傾向で25％減。偶然かも知れませんが、昨年は半分以上が緊急事態宣言下でもあり、相談件数の減少は気にしなくてもいいのではないかと思います。2名の市民後見人の推薦の実績が出来たことは大きな成果であると感じています。

【D委員】

　感想としては、昨年度市民後見人を何とか動かせたことは、長年の課題だったので、それがどうにか前進出来たとの印象を持っています。相談件数についてはコロナの影響ではないかと思います。出向いての相談が難しかったと思います。個人的には私の事務所に対しての相談は増えました。ただ事務所で相談を受けるのではなく、出向いて相談を受けるのがメインになっていますので、その辺り出向くことでの相談が多かったのかなとの印象を受けています。今後も市民後見人の活動を支えるということで、フォローしていく体制が大事なのかなと実感しています。

【E委員】

　感想としては、普段の業務でセンターのことを広報させてもらい、身近にセンターの存在を知ってもらえたらと思い、お伝えするようにしています。

【F委員】

　当協議会では法人後見の取り組みを進めており、今回初めて受任に至ったケースがあり、本格的に実務を進めていく状況です。感想ですが、生活困窮で心配な部分に追い打ちをかけるように物価が急激に上がってまして、非常に心配をしております。今後ちょっと推移を見守っていきたいと思いますが、家計相談の中で、そういったケースが今後出て来るんじゃないかと心配をしています。

【B委員】

　感想としては、特にコロナが影響しているかどうか分かりませんが、確かに困窮の相談は増えておりますし、成年後見に関しても今後更に増えるだろうと感じています。それは自分達の生活で精一杯で、親族が高齢者や、障害のある方へ対応出来なくなっていると感じています。やはり後見制度を推進するのなら、国や府の方からも、ぜひそういう方の報酬助成の所にも予算をつけて欲しいと思っています。

（２）令和４年度　南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画（案）

【委員長】

　（２）令和４年度　南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画（案）について、事務局よりお願いします。

【事務局】

　令和4年度　南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画について提案させていただきます。運営方針は、昨年同様、判断能力に不安のある高齢者や障がいをお持ちの方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、判断能力に不安がある方を法律面・生活面で支援する「成年後見制度」の利用促進に取り組み、関係機関と連携し、権利擁護推進のネットワークづくりを進める。

事業内容につきましては以下の通りです。

重点目標、1.成年後見制度市町村計画の策定についてです。策定につきましては、運営員会の皆様にもご意見をいただきたいと考えてます。

2.市民後見人に関すること。こちらは昨年度に名簿の登録更新を行いましたが、それに追加して養成講座修了時点では、様々なご事情があり名簿登録を希望されなかったが、勉強は続け自己研鑽されてきた方達がおられます。令和4年度は、その方達に改めて名簿登録の意思確認をさせていただきまして、名簿の更新を進めます。

また市民後見人への支援も手探りで進めておりますが、引続き委員の皆様には、助言いただきますようよろしくお願いします。

市民後見人及び候補者の活用に関しては、地域福祉の担い手として、関係機関との連携を深めたいと思います。

3.相談体制の強化と4.広報・啓発につきましては、引続き取組んでいきます。

【委員長】

　令和４年度事業計画につきまして、承認される方は挙手を願います。

（委員全員挙手）

　では、全員一致で事業計画につきましては、承認されました。

（３）報告・相談

〇社会福祉協議会　法人後見

【委員長】

　では次の協議事項に移ります。（３）報告・相談　について、社会福祉協議会から法人後見について報告をお願いします。

【社会福祉協議会】

　法人後見事業の進捗の報告をさせていただきます。令和3年度から受任候補者から進めてきましたが、この度、申立てが済みまして、選任となりました。15日が確定日です。このあと登記を取り、その後に実務が始まります。現在法人後見支援員の登録者が、市民後見人養成講座を修了された方から、7名登録しております。今回の受任案件には、登録者から2名の方に担当の法人後見支援員として実務に入ってもらいます。ただ当法人も、後見事業が初めてということもありますので、京都府下で法人後見をしているところにも研修に行き、参考にしながら進めたいと思っています。

　法人後見受任に至るまで議論を内部でさせていただいて、課題となってくるのは、田舎ですから生活支援のサービスとして同法人の事業所のホームヘルプサービスを利用している場合には、利益相反の関係で後見が受任出来ないことです。このような場合でも監督人が付くなどの方法がとれれば、受任出来る体制を今後整えていく必要があると、考えていること補足させていただきます。

【A委員】

　社会福祉協議会の法人後見は利益相反の問題が課題だと聞いたこともありますので、そこがどうしてもネックになって進まないとの話だったので、監督人をつけるなどのやり方で対応が出来るのであればそれがいいと思いました。

【委員長】

　市民後見人についての報告を事務局からお願いします。

〇市民後見人について（報告）

【事務局】

　市民後見人について報告いたします。

単独選任の際には、センターは支援機関として関わっていきますが、今2件の市民後見人の案件につきましては、どちらも（専門職からの）リレー案件になります。

センターは、家庭裁判所、専門職の先生と協議し、リレー期間中の市民後見人支援の見直しを行いました。リレー期間中の財産管理は、引き継ぐまでは専門職の先生がされるので、家庭裁判所への初回、6箇月の報告は、市民後見人が作成し、専門職の先生が確認されたものを家庭裁判所に提出されます。この期間、センターとしてどのような立ち位置で、市民後見人の支援を行うのがベストなのか、専門職と市民後見人との引継ぎに同席させていただきまして、リレー期間中のセンターの役割（側面支援）について改めて3者で確認を行いました。また、それぞれ支援者との顔合わせ、センター独自の支援（3箇月活動報告・面談）につきましては、専門職後見人とも連携をとりながら適宜調整し実施していきます。

【A委員】

　　2件ともリレーになった訳ですが、逆にやりにくいとかはあるんでしょうか。

【事務局】

　やりにくい、やり易いは特に単独選任ケースが無いので何とも言えませんが、リレーの安心感、特に専門職の先生方が皆様良い方ばかりで、そういう意味ではリレー案件で良かったと思っております。

【A委員】

　後見人選任後まず初動で財産調査をするのが大変ですが、そこが出来ているのは市民後見人さんは、引継ぎやすかったのかと思います。

【委員長】

　では、次のケース報告・相談につきまして、事務局からお願いします。

〇ケース報告・相談について

≪議事録非公開≫

【委員長】

　議事は終了しましたので、これで本日の協議事項を終わらせていただきます。ご協力いただきありがとうございました。

７　閉会

【司会】

　本日は、令和３年度の事業報告と事業計画について協議いただきました。令和３年度の１年間で委員の皆様のお力をいただき、成年後見センターとして多くの相談支援に取り組むことができましたし、皆様のバックアップを受けることで市民後見人の受任体制が整備できたと裁判所の皆様にも判断いただけたのかと思います。市民後見人が２名誕生し、活動する中で様々なことが出てくると思いますが、センターとしてしっかり支援できるよう取り組んでまいりますので、今後とも委員の皆様、関係機関の皆様のご協力をよろしくお願いします。

　それでは、閉会にあたりまして、上田副委員長にごあいさついただきます。

【副委員長】

　今日の前半に話題が出たのですが、私も一番問題に思っているのが物価高騰でして、まだまだ続きそうな雰囲気です。市民後見人の選任事例が出てそれは素晴らしいのですけれど、物価高騰でどういう事案が厳しくなるかというと、あまりお金がない人です。市民後見人をマッチングするような事案は、負債もないがプラスの収支もあまりない生活保護のかたなどが対象になってくるので、必然的に市民後見人が受けるような事案は難易度が上がってきていると思っています。そういう事案がどうしても増えてしまいますが、直接的にお金を増やしてあげることは誰にも出来ないですが、市民後見人が孤立しないように今後ともよろしくお願いいたします。

【司会】

　これをもちまして、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。